

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和4年12月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
				入院	入院外			
千葉県	県内各市町村	乳幼児	83	入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年3月診療分
	香取市	乳幼児	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台)を新規設定。 入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ※薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年8月診療分
	県内各市町村(*)	乳幼児(県の基準)	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年12月診療分
	成田市(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし			
	東庄町(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし			
	大網白里町(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし			
	船橋市 松戸市(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし			
	市川市(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし			
	浦安市(*)	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日 ※薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
				入院	入院外			
千葉県	我孫子市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 富里市 神崎町 多古町 芝山町 木更津市 富津市 袖ヶ浦市 香取市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
	白井市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし			
	酒々井町 栄町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし			
	大多喜町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし			
	御宿町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし			
	君津市 いすみ市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし			
	市原市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日(0歳は負担額0円) ※薬局での自己負担なし			
	横芝光町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし			
	船橋市	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.404.0」の自己負担200円→300円に変更) (「83.12.104.6」を平成25年7月31日で廃止) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	四街道市	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定。 (「83.12.417.2」の自己負担200円→0円に変更) (「83.12.117.8」を平成25年7月31日で廃止) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 8月診療分	
	松戸市 酒々井町 栄町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	旭市 一宮町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	睦沢町 長柄町 長南町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	長生村 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	御宿町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乗せ)について、「83.12.462.8」の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	銚子市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 12月診療分	
	市川市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を縮小 (中学校3年生まで→就学前までに縮小) 入院:中学校3年生まで(実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで) 入院外:中学校3年生まで(実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	流山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
				入院	入院外			
千葉県	鎌ヶ谷市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
	千葉市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(500番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ・500番台・・・500円/日 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象 *薬局は自己負担なし			
	柏市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.109.5」を平成26年7月31日で廃止) (「83.12.409.9」の自己負担200円→300円に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	長生村	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(400番台)を新規設定。 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	館山市 茂原市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	東金市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし			
	八千代市 山武市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	南房総市 (*)	乳幼児 (県の基準)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、実施機関番号(400番台)を廃止 (「83.12.481.8」を平成26年7月31日で廃止) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	大網白里市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	習志野市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	流山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 12月診療分
九十九里町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	茂原市 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乘せ)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		-0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	大多喜町 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業に上乘せ)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		-0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし			
	鋸南町 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の事業)について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		-0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし			
	野田市	子ども (県の事業の 上乘せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.113.7」を平成27年7月31日で廃止			平成27年7月診療分までの取扱い		
	八街市	子ども (県の事業の 上乘せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.118.6」を平成27年7月31日で廃止					
	いすみ市	子ども (県の事業の 上乘せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.282.0」を平成27年7月31日で廃止					
	野田市 八街市 いすみ市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:0歳から中学校3年生まで		300番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし			
	習志野市 (*)	子ども (県の事業の 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	-0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分	
	野田市 (*)				-0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし				
	白子市 (*)				-0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
匝瑳市 (*)	子ども (県の事業の 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで		-0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	銚子市	重度心身障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/日 400番台…300円/日	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/回 400番台…300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 8月診療分
	市川市 木更津市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/日 400番台…300円/日	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/回 400番台…300円/回 *薬局は自己負担なし			
	船橋市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/日	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし			
	館山市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*は、償還払対応)	0番台…0円 100番台…300円/日	0番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし			
	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台…0円 100番台…300円/日	0番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし			
	野田市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/日 400番台…300円/日	0番台及び500番台…0円 100番台…300円/回 400番台…300円/回 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	成田市 多古町	重度心身障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 300番台・・・200円/日	0番台・・・0円 300番台・・・200円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	旭市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級(体幹で歩行困難) *身体障害者手帳3級(心臓、腎臓、呼吸器) *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 *精神手帳1級 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	習志野市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	我孫子市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円/日 400番台・・・200円/日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円/回 400番台・・・200円/回 *薬局は自己負担なし			
	浦安市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	印西市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Aの2又はBの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円/日 400番台・・・200円/日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円/回 400番台・・・200円/回 *薬局は自己負担なし			
	香取市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	神崎町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			
	東庄町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし			
睦沢町 長生村 長柄町	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	千葉市	重度心身障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級(内部障害) 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	鴨川市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	市原市	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.180.6」を平成28年7月31日で廃止					平成28年7月診療分までの取扱い
	睦沢町	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(300番台)の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.254.9」を平成28年7月31日で廃止					
	市原市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:1歳から中学校3年生まで	・300番台・・・300円/日		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
	睦沢町	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号(300番台)を新規設定 入院及び入院外:0歳から中学校3年生まで					
	白井市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
	館山市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	南房総市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					平成29年7月診療分までの取扱い
	睦沢町	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号(200番台)の新規(再開)認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.354.7」を平成29年7月31日で廃止					
茂原市	子ども(県の事業の上乗せ分)	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定(所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/回 ・400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	睦沢町	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号の新設(再開) 実施機関番号(200番台)を新設(再開) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
	白子町	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/回 ・400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし			
	勝浦市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生まで) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	多古町	子ども	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定、実施機関番号(100番台)を廃止 (「83.12.133.5」を平成30年3月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	銚子市	子ども	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号(400番台)を新規設定 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日				
	鋸南町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ)	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の所得制限を撤廃 (所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日				
	館山市	重度心身 障害者	81	*平成27年8月診療分から助成している重度心身障害者医療について、対象者の拡大に伴い、実施機関番号(400番台、500番台)を新規設定 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A (65歳以上で新規にいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者) (所得制限あり)	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	野田市	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、0歳から3歳(4歳に達する日の属する月の月末まで(1日生まれの場合は誕生日の前月末まで))までの入院・入院外の自己負担額を廃止。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
	市川市 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から小学校3年生までの所得制限を廃止、それに伴い実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり、就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	柏市 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃 (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	富里市	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.121.0」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
	山武市	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号200番台を新規設定、実施機関番号300番台を廃止。 (「83.12.385.1」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	東金市	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定(再開)、実施機関番号100番台を廃止。 (「83.12.143.4」を令和元年7月31日で廃止) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	市川市 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 (小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	白井市 (*)	子ども (県の事業に 上乘せ)	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.420.6」の対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (所得制限なし)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
銚子市 (*)	重度心身 障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を縮小し、実施機関番号400、500番台を廃止 (身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1→削除) (「81.12.436.4」及び「81.12.536.1」を令和元年7月31日で廃止) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	館山市 (*)	重度心身障害者	81	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、一部所得制限を新設 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A (65歳以上で新規に身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A、Aのいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者) (所得制限あり)	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/日	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
	千葉市 (*)	子ども (県の事業に上乗せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、300番台、400番台、500番台の調剤の自己負担を変更。 (自己負担*薬局は自己負担なし→300番台及び400番台:(調剤)300円/回、500番台:(調剤)500円/回) 入院・入院外ともに中学生まで	・0番台・・・0円*薬局は自己負担なし ・300番台、400番台・・・300円/日*調剤300円/回 ・500番台・・・500円/日*調剤500円/回 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分	
	銚子市 (*)	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	市川市 木更津市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	船橋市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	館山市 (*)	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*は、償還払対応 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	成田市 多古町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 300番台・・・200円/日	0番台・・・0円 300番台・・・200円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を追加 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級(令和2年8月診療分から対象者を拡大)	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
				入院	入院外				
千葉県	旭市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、現物給付対象者を拡大(償還払い対象:精神手帳1級→現物給付へ) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級(体幹で歩行困難) *身体障害者手帳3級(心臓、腎臓、呼吸器) *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	香取市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	神崎町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	東庄町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	睦沢町 長生村 長柄町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	流山市	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象者の拡大に伴い、実施機関番号(81.12.410.9 81.12.510.6)を新たに設定。 身体障害者手帳1・2級 療育手帳OA、A 精神手帳1級 (精神障害者保健福祉手帳2級所持者で助成の対象となっている者が65歳以降に等級変更により1級となった場合)	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	香取市	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.383.6)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	我孫子市	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.311.7)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	野田市(*)	子ども	83	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、6歳(就学前)までの入院・入院外自己負担額を廃止。それに伴い、200番台対象者を6歳(就学前)まで拡大し、400番台未就学児の自己負担額を廃止。 (自己負担額欄備考:*未就学児までは自己負担なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日 *未就学児までは自己負担なし	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし *未就学児までは自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	館山市 木更津市 松戸市 野田市 佐倉市 旭市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 白井市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町 九十九里町 芝山町 横芝光町 大多喜町 御宿町 鋸南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	千葉市 流山市 多古町 東庄町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台 …0円/日	0番台、200番台 …0円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	柏市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台…0円 100番台…300円/日	0番台、200番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	成田市 印西市 栄町 神崎町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台…0円 300番台…200円/日	0番台…0円 300番台…200円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	南房総市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、400番台 …0円 100番台、500番台 …300円/日	0番台、400番台…0円 100番台、500番台 …300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	茂原市 東金市 勝浦市 市原市 君津市 富津市 いすみ市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台…0円 100番台…300円/日	0番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
	船橋市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台…0円 100番台…300円/日	0番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	館山市	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、新たに自己負担区分を追加 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・400番台…300円/日	・400番台…300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	大網白里市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、300番台の対象年齢を変更、自己負担額を変更 (小学校4年生以上→0歳から中学校3年生まで) (・0番台、200番台及び400番台…0円 300番台…300円/日→0番台…0円 ・300番台及び400番台…300円/日) 入院・入院外ともに中学校3年生まで ※「83.12.244.0」を令和3年7月31日で廃止	・0番台…0円 ・300番台及び400番 台…300円/日	・0番台…0円 ・300番台及び400番 台…300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	南房総市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、廃止した実施機関番号 (400番台)を再度設定 (「83.12.481.8」を令和3年8月1日から設定) 対象:中学校3年生まで	・400番台…300円/日	・400番台…300円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	習志野市 八千代市 市川市 浦安市 銚子市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台…0円 100番台…300円/日	0番台…0円 100番台…300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 11月診療分
野田市 (*)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、廃止した番号(100番台)を再度設定、 200番台の対象年齢を変更、400番台の自己負担額を変更 (「83.12.113.7」を令和4年8月1日から設定) (200番台:0歳から就学前児童→0歳から小学6年生までに拡大) (400番台:300円/日(回)→0円又は200円(小学1年生から小学6年生0円、中学生200円)) 入院・入院外ともに中学3年生まで	・0番台…0円 ・100番台…200円 ・200番台…0円 ・400番台…0円または 200円/日	・0番台…0円 ・100番台…200円 ・200番台…0円 ・400番台…0円または 200円/日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
				入院	入院外			
千葉県	野田市	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.313.3」の取扱いは令和4年7月31日まで			令和4年7月診療分までの取扱い	
	松戸市	ひとり親医療	85	*令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.308.1」を追加し、100番台の対象者を変更。 ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *100番台は保護者のみ *300番台は課税世帯の児童	0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。